

## 規 則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十六号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「IT統括幹、改革政策局長、地域政策局長」を「政策・財務局長、地域経営局長、人財政策局長」に改める。

第八条中「、消防防災政策幹」を削る。

第十二条第三項第一号中「改革政策局長、地域政策局長」を「政策・財務局長、地域経営局長、人財政策局長」に改める。

別表第一県民生活部県政情報センター所長の項受任者の欄中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改める。

別表第三知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄3中「副部长」の下に「地域経営局長」を加え、同欄5中「を命令すること」を「にすること」に改める。

別表第四総務部の表人事課の項第三号知事決裁事項の欄13を削り、同表職員健康支援課の項の次に次のように加える。

課 書 文		
一 埼玉県情報公開条例の施行に関する事務		埼玉県情報公開条例に基づき、各実施機関における公文書の開示の実施状況をとりまとめ、その概要を公表すること。
二 埼玉県個人情報保護条例の施行に関する事務		埼玉県個人情報保護条例第六十四条の規定に基づき、各実施機関（同条例第五章（第五十九条を除く。）に係る事項については、県の執行機関）における同条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表すること。

別表第四県民生活部の表県政情報センターの項を削り、同表青少年課の項部長専決事項の欄中12を14とし、9から11までを11から13までとし、8の次に次のように加える。

9 条例第十七条の八第一項の規定に基づき、有害役務営業者に対し、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずること。

10 条例第十七条の八第二項及び第三項の規定に基づき、有害役務営業者に対し、期間を定めて有害役務営業の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第六号知事決裁事項の欄中18を19とし、12から17までを13から18までとし、同欄11中「第七十四条の二第四項」を「第七十四条の三第四項」に改め、同欄11を同欄12とし、同欄10中「第七十四条の二第一項」を「第七十四条の三第一項」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄9の次に次のように加える。

10 法第七十四条の二第一項の規定に基づき、他の都道府県知事に対し、災害発生市町村長を応援することを求めること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第六号部長専決事項の欄中32を33とし、20から31までを21から32までとし、同欄19中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に改め、同欄19を同欄20とし、同欄18の次に次のように加える。

19 法第七十四条の二第二項の規定に基づき、市町村長に対し、災害発生市町村長を応援することを求めること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第七号知事決裁事項の欄4中「第十三条」を「第十三条第一項」に、「市町村長」を「災害発生市町村の長」に改め、同欄4を同欄5とし、同欄中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 法第二条の二第三項の規定に基づき、救助実施市の指定について内閣総理大臣に意見を述べること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第七号部長専決事項の欄中4を5とし、1から3までを2から4までとし、同欄に1として次のように加える。

1 法第二条の三の規定に基づき、救助において必要となる物資の供給又は役務の提供について、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うこと。

別表第四危機管理防災部の表化学保安課の項第二号部長専決事項の欄中「第十四条第二項」を「第一百六十九条第二項」に改める。

別表第四環境部の表温暖化対策課の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）の施行に関する事務		気候変動適応法第十二条の規定に基づき、地域気候変動適応計画を策定すること。
---------------------------------	--	---------------------------------------

別表第四環境部の表大気環境課の項第一号知事決裁事項の欄中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に改め、同表水環境課の項第一号知事決裁事項の欄中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に改め、同項第三号事務の種類欄中「平成二十一年環境省令第十号」の下に「。以下この項において「処理業省令」という。」を加え、同号部長専決事項の欄2中「第五条第二項」を「第五条第二項前段」に、「そのことを」を「同項後段の規定に基づき、」に改め、同欄3中「第七条第五項」を「第七条第十項前段」に、「指示措置」を「汚染の除去等の措置」に、「そのことを」を「同項後段の規定に基づき、」に改め、同欄12中「汚染土壌処理業に関する省令」を「処理業省令」に改め、同欄12を同欄14とし、同欄11を同欄12とし、その次に次のように加える。

13 処理業省令第八条第三項の規定に基づき、変更協議書を受理すること。

別表第四環境部の表水環境課の項第三号部長専決事項の欄中10を11とし、9の次に次のように加える。

10 法第二十七条の五の規定に基づき、国等と協議すること。

別表第四環境部の表産業廃棄物指導課の項第一号部長専決事項の欄4中「2」を「5」に改め、同欄6中「4」を「7」に改め、同欄8中「6」を「9」に改め、同欄10中「8」を「11」に改める。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第五号部長専決事項の欄中「第十条第三項」を「第十六条第三項」に改める。

別表第四保健医療部の表保健医療政策課の項第一号部長専決事項の欄1中「第三十条の四第十三項」を「第三十条の四第十六項」に改め、同欄2中「第三十条の四第十四項」を「第三十条の四第十七項」に改め、同項に次の一号を加える。

十 保健師助産師 看護師法（昭和二十三年法律第	1 法第二十七条第一項の規定に基づき、指定試験機関の指定を し、及び当該指定試験機関に准
----------------------------	---

---

二百三号。以下  
この項において  
「法」という。）  
の施行に関する  
事務

---

看護師試験事務の全部又は一部  
を行わせること。

2 法第二十七条の二（法第二十  
七条の五第三項において準用す  
る場合を含む。）の規定に基  
づき、指定試験機関の役員を選  
任及び解任に關し認可し、又は  
役員を解任を命ずること。

3 法第二十七条の三第一項の規  
定に基づき、指定試験機関の事  
業計画及び収支予算に關し認可  
すること。

4 法第二十七条の四第一項又は  
第三項の規定に基づき、指定試  
験機関の試験事務規程に關し認  
可し、又は変更を命ずること。

5 法第二十七条の八の規定に基  
づき、指定試験機関に対し、監  
督上必要な命令をすること。

6 法第二十七条の九第一項の規  
定に基づき、指定試験機関に対  
し、報告を求め、又は当該職員  
に、関係者に対し質問させ、若  
しくは指定試験機関の事務所に  
立ち入り、その帳簿書類その他  
の物件を検査させること。

7 法第二十七条の十の規定に基  
づき、指定試験機関の試験事務  
の全部又は一部を休止し、又は  
廃止することを許可すること。

8 法第二十七条の十一の規定に  
基づき、指定試験機関の指定を  
取り消し、又は期間を定めて、  
試験事務の全部若しくは一部の

---

		<p>9 法第二十七条の十四の規定に基づき、准看護師試験を行うこと。</p> <p>10 法第二十七条の十五の規定に基づき、同条各号に掲げる場合に、その旨を公示すること。</p>

別表第四保健医療部の表疾病対策課の項に次の一号を加える。

九 ギャンブル等 依存症対策基本 法（平成三十年 法律第七十四 号）の施行に關 する事務	ギャンブル等依存 症対策基本法第十三 条第一項又は第三項 の規定に基づき、都 道府県ギャンブル等 依存症対策推進計画 を策定し、又は変更す ること。	
---	---	--

別表第四産業労働部の表産業支援課の項第四号知事決裁事項の欄1中「第三十七條第一項」を「第四十九條第一項」に改め、同欄2中「第三十七條第五項」を「第四十九條第五項」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第三十七條第四項」を「第四十九條第四項」に改め、同欄2中「第三十八條第一項」を「第五十條第一項」に改め、同欄3中「第三十八條第二項」を「第五十條第二項」に改め、同欄4中「第三十八條第四項」を「第五十條第四項」に改め、同欄5中「第三十八條第六項」を「第五十條第六項」に改め、同欄6中「第三十九條第二項」を「第五十一條第二項」に改め、同欄7中「第三十九條第三項」を「第五十一條第三項」に改め、同表企業立地課の項第二号部長専決事項の欄1中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同欄2及び3中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同表雇用労働課の項第八号事務の種類欄中「雇対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に關する法律」に改め、「昭和四十一年法律第三百三十二号」の下に「。以下この項において「法」という。」を加え、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第十条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基本方針の案の作成について、厚生労働大臣に意見を述べること。
- 2 法第三十二条第一項の規定に基づき、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を要請すること。

別表第四農林部の表農業政策課の項第十一号部長専決事項の欄中「第十七条の二十六第四項」を「第十七条の三十六第四項」に改め、同表農業ビジネス支援課の項第一号部長専決事項の欄中「第四十三条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同表農産物安全課の項第七号部長専決事項の欄中「第十四条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同表畜産安全課の項第八号部長専決事項の欄1中「第十七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同欄2中「第二十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同欄2を同欄3とし、同欄1の次に次のように加える。

- 2 法第十一条第一項の規定に基づき、指定事業者の指定をしたときに、その旨を公示し、及び農林水産大臣に届け出ること。

別表第四農林部の表農村整備課の項第一号部長専決事項の欄4中「第二十九条の三第一項」を「第二十九条の四第一項」に改め、同欄24中「第三百三十三条」を「第三百三十三条第一項」に改める。

別表第四県土整備部の表県土整備政策課の項第一号知事決裁事項の欄1及び道路環境課の項第一号知事決裁事項の欄7中「第五十条第五項」を「第五十条第七項」に改める。

別表第四都市整備部の表都市計画課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄33及び34中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同欄中93を94とし、86から92までを87から93までとし、85の次に次のように加える。

- 86 法第八十五条第六項の規定に基づき、特別仮設興行場等の建築を許可すること。

第二条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第四総務部の表統計課の項第一号部長専決事項の欄2中「第三十三条第一号」を「第三十三条第一項第一号」に、「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改め、同欄に次のように加える。

- 3 法第三十三条第三項の規定に基づき、行政機関の長又は指定独立行政法人等に調査票情報を利用して作成した統計又は行つた統計的研究の成果を提出すること。

第三条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二に次の一号を加える。

<p>三十一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号。以下この項において「法」という。）に関する事業者等としての事務</p>	<p>1 法第十条第一項の規定に基づき、特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、土地使用権等の取得についての裁定を申請すること。</p> <p>2 法第十九条第一項の規定に基づき、特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、土地等使用権の存続期間の延長についての裁定を申請すること。</p> <p>3 法第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定に基づき、特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、収用又は使用についての裁定を申請すること。</p>	<p>1 法第九条第三項の規定に基づき、収用委員会に裁決を申請すること。</p> <p>2 法第二十二条第一項の規定に基づき、土地使用権等の全部又は一部の譲渡の承認を申請すること。</p> <p>3 法第三十五条第一項において準用する土地収用法第七十九条の規定に基づき、物件の収用を請求すること。</p>
--	---	--

別表第四県土整備部の表用地課の項に次の一号を加える。

<p>六 所有者不明土地の利用の円滑</p>		<p>1 法第十三条第一項の規定に基づき、土地使用権等の取得につ</p>
------------------------	--	--------------------------------------

<p>化等に関する特別措置法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>2 法第十九条第三項の規定に基づき、土地等使用権の存続期間の延長について裁定すること。</p> <p>3 法第二十三条第一項の規定に基づき、裁定を取り消すこと。</p> <p>4 法第二十五条第一項及び第二項の規定に基づき、原状回復を命じ、又は当該原状回復を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。</p> <p>5 法第三十二条第一項又は第三十七条第三項の規定に基づき、収用又は使用について裁定すること。</p>
---	--	--

第四条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄中94を98とし、91から93までを95から97までとし、90を92とし、その次に次のように加える。

93 法第八十七条の三第四項の規定に基づき、災害救助用建築物等を引き続き使用することについて許可すること。

94 法第八十七条の三第六項の規定に基づき、建築物の用途を変更して期間を定めて特別興行場等として使用することを許可すること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄中89を91とし、56から88までを58から90までとし、同欄55中「第六十七条の三第九項第二号」を「第六十七条第九項第二号」に改め、同欄55を同欄57とし、同欄54中「第六十七条の三第五項第二号」を「第六十七条第五項第二号」に改め、同欄53中「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に改め、同欄53を同欄55とし、同欄中52を54とし、36から51までを38から53までとし、同欄35中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に改め、同欄35を同欄37とし、同欄34の次に次のように加える。

35 法第五十三条第五項の規定に基づき、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建蔽率の限度を超える建築物を許可すること。



36 法第五十三条第五項第一号の規定に基づき、避難上及び消火上必要な機能の確保を図るため必要と認めて前面道路の境界線から後退して壁面線を指定すること。

第五条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第四保健医療部の表生活衛生課の項第十二号知事決裁事項の欄1中「第五条の二第二項」を「第五条の三第一項又は第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）」に、「広域的水道整備計画」を「水道基盤強化計画」に改め、同号部長専決事項の欄中8を11とし、1から7までを4から10までとし、同欄に1から3までとして次のように加える。

1 法第五条の三第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域を含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者の同意を得ること。

2 法第五条の三第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、広域的連携等推進協議会の意見を聴くこと。

3 法第五条の四第一項の規定に基づき、広域的連携等推進協議会を組織すること。

#### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 平成三十一年五月一日
- 二 第三条の規定 平成三十一年六月一日
- 三 第四条の規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日
- 四 第五条の規定 水道法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十二号）の施行の日